

入 札 説 明 書

藤の木学園給食業務委託

令和 7 年 7 月

奈良県福祉保険部障害福祉課

次の業務委託契約に係る総合評価一般競争入札については、公告、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1. 公告日

令和7年7月14日

2. 総合評価一般競争入札に付する業務委託契約の内容

(1) 名称

藤の木学園給食業務委託

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和8年2月1日～令和11年1月31日

(4) 履行場所

藤の木学園（奈良市菅野台2番43号）

3. 競争入札参加資格確認審査

この総合評価一般競争入札に参加を希望する者は、公告第3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

(1) に定める書類を添付した別添「競争入札参加資格確認申請書」を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

(1) 添付書類

①別添「契約履行実績証明書」

②別添「誓約書」

(2) 提出期限

令和7年7月24日（木）午後5時まで

なお、提出書類に対する確認において書類の再提出を指示された場合は、令和7年7月28日（月）午後5時までに提出をすること。

また、開札日の前日までの間において、県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(3) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県福祉保険部障害福祉課（以下：障害福祉課）総務・施設係

電話（直通）0742-27-8514

(4) 提出方法

持参又は郵送（必着）

持参による場合は、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。時間は午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までとする。

郵送による場合は、配達記録郵便とし封筒に「藤の木学園給食業務委託に係る競争入札参加資格確認申請書」在中と記載すること。

(5) その他

- ①資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とします。
- ②提出された書類は競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはありません。
- ③提出された書類は返却しません。

4. 競争入札参加資格確認審査結果の通知

競争入札参加資格確認申請書を提出した者に対し、審査の結果を令和7年7月30日（水）午後1時までにはFAXにて通知します。

5 入札方法

- (1) 入札は、総合評価一般競争入札で行います。入札者は「藤の木学園給食業務委託総合評価一般競争入札における落札者決定基準」で示す技術的要素等評価項目に該当がある場合、「評価項目算定資料一覧表及びこれに示す提出資料」を、入札書とは別に指定する期日までに提出することができます。詳細は6によります。
- (2) 入札金額は、各項目の単価に予定数量を乗じた総計金額とします。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額をもって落札価格としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を別添「入札書」に記載してください。
- (3) 入札には、入札書と併せて入札金額と整合する別添「入札金額内訳書」の同封が必要です。なお、入札金額内訳書が同封されていない入札、入札書と入札金額内訳書の内容が不整合な入札は無効な入札となります。
- (4) 代理人をもって入札する場合は、別添「委任状」を入札と同時に提出してください。なお、この場合の入札書には、入札者の住所氏名欄に入札者本人の住所氏名を記載のうえ代理人と表示し、代理人の氏名を記載のうえ委任状で申請した代理人印を押印してください。
- (5) 入札執行回数は、2回を限度とします。
- (6) 郵便による入札
 - ① 入札書（入札金額内訳書を同封、以下同じ。）は郵便で提出することができます。この場合は、配達記録郵便とし、封書の表面に「藤の木学園給食業務委託に係る入札書在中」と朱書して、8月6日（水）午後5時までに到着（必着）するようにしてください。

なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度入札（2回目）を行う場合がありますので、入札書は、初度（1回目）の入札に係る入札書と再度入札（2回目）に係る入札書の郵便を認めるものとします。
 - ② 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を配達記録郵便で提出する場合は、初度（1回目）の入札に係る入札書と再度入札（2回目）に係る入札書を別々に封緘し、封書の表面に「藤の木学園給食業務委託に係る入札書（初度入札）」又は「藤の木学園給食業務委託に係る入札書（再度入札）」

と各々朱書して、8月6日(水)午後5時までに到着(必着)するようにしてください。なお、封緘された入札書が初度又は再度入札の明記の区別ないとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されていたときは、無効の扱いとなります。その他、初度入札で落札者が決定し再入札に係る入札書が不用となった場合は入札者に返送します。

- ③ 再度入札を行う事となった際に、初度入札に係る入札書のみを郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。

- ④ 郵便による入札の郵送先

3の(3)に同じ

- (7) 提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

- (8) 初度入札において、無効な入札をした場合は、再度入札に参加することはできません。

6. 技術的要素等評価項目資料の提出

- (1) 競争入札参加資格確認申請により入札参加資格があることの通知を受けた入札参加者のうち、落札者決定基準に示す技術的要素等評価項目に該当する者は、「評価項目一覧表及びこれに示す資料」を、次に示す方法により提出することができます。

提出期間：令和7年7月30日(水)から 8月7日(木)午後2時まで

提出場所：3の(3)に同じ

提出方法：3の(4)に同じ

その他：3の(5)に同じ

- (2) 提出期間内であっても提出された(1)の資料の追加、訂正、差し換え等は認められません。

7. 入開札の日時

日時 令和7年8月7日(木)午後2時

場所 奈良県庁情報管理棟入札室

開札は、入札終了後直ちに行います。その際、入札者本人又はその代理人を立ち会わせて行うものとします。この場合において、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行います。

なお、総合評価一般競争入札であるため、開札日時での落札者の決定は行いません。詳細は8によります。

8. 総合評価による落札者の決定

- (1) 別添「藤の木学園給食業務委託総合評価一般競争入札における落札者決定基準」に定める総合評価の方法により算出された価格評価点及び技術等評価点を合計した総合評価点が最も高い者を落札者とします。

- (2) 総合評価点の最も高い者が2名以上ある場合、「くじ」により落札者を決定します。この場合対象となる入札者に別途通知します。

対象となる入札者(又は委任状に基づく代理人)がくじを引くことができない

い場合は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

くじによる場合の日時：令和 7 年 8 月 1 3 日（水）午前 1 0 時

場所：障害福祉課内相談室（奈良県庁主棟 3 階）

（3）入札結果の公表

入札結果及び落札者決定基準に基づく評価結果は、障害福祉課ホームページ（<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=1834>）（以下 URL 省略）により公表します。

公表日：令和 7 年 8 月 1 4 日（木）

9. 入札説明書及び仕様書等に関する質問

（1）質問

入札説明書及び仕様書等に関して質問がある場合は、別添「質問書」に記載の上、FAX による提出と併せて受信確認の電話を行うこと。

送付先及び受信確認先：障害福祉課総務・施設係

FAX : 0 7 4 2 - 2 2 - 1 8 1 4

電話（直通）：0 7 4 2 - 2 7 - 8 5 1 4

質問書提出期限：令和 7 年 7 月 1 8 日（金）午後 5 時

（2）回答

回答は質問者に対して電話連絡するとともに、障害福祉課ホームページに掲載します。

掲載期間：令和 7 年 7 月 2 3 日（水）～ 8 月 1 3 日（水）

10. 契約書作成の要否

要します（契約は入札金額内訳書に示す単価に基づいた単価契約とします。）。

なお、受託者に変更がなく仕様書に示す一部の業務が発生しなかった際は、変更契約等を行う場合があります。

11. 電子契約の可否

可とします。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を 3 で示す競争入札参加資格確認申請書とあわせて提出してください。

12. 長期継続契約に伴う予算の減額等

この契約は、長期継続契約として締結するため、翌年度以降の予算が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除する場合があります。なお、これにより契約者に損害を与えたときは当該損害の賠償を請求することができます。

13. その他

（1）落札者は、食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）に基づく営業許可申請等遺漏のないように必要な手続をすることを要します。

（2）本件入札に関する一切の費用は、入札者の負担とします。

- (3) 天災その他やむを得ない事由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札手続きを中止又は停止することがあります。この場合に入札者に損害が生じたとしても県は負担しません。

(4) 奈良県公契約条例に関する明示

この契約は、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号）第2条第2号に規定する特定公契約に該当します。契約書には別添として「特定公契約特約条項」を添付します。この契約の受注者となった者は、奈良県公契約条例、奈良県公契約条例施行規則（平成26年10月奈良県規則第33号）を遵守し、「特定公契約特約条項」に定める事務を履行しなければなりません。

この契約の受注者となった者が、これらの条項に違反した場合は、奈良県公契約条例に基づく過料処分及び入札参加停止措置の対象となることがあります。

詳細は奈良県会計局ホームページに掲載する「奈良県公契約条例の手引き」を参照して下さい。